

平成31年 2月27日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	25番	樋口	安癸次
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	安博
事務局参事兼次長	秋山	勲
書記	信國	美保子
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	石 井 稔 郎
企 画 部 長	井 手 勇 一
市 民 部 長	松 尾 一 秋
健康福祉部長	坂 井 明 子
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 部 長	永 溝 弘 幸
総 務 課 長	野 田 勝 広
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	石 川 幸 一
企画政策課長	馬 場 浩 義
地域振興課長	平 武 文
税 務 課 長	丸 山 隆
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
男女共同参画推進課長	山 口 昭 弘
福 祉 課 長	白 坂 正 彦
子育て支援課長	平 島 英 敏
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	平 島 隆 夫
建 設 課 長	山 口 英 二
林業振興課長	若 杉 信 嘉
上下水道局長	溝 上 啓 之
黒木支所長	井 上 秀 樹
立花支所長	中 島 強
矢部支所長	木 田 博 徳
星野支所長	江 頭 弘 之

議事日程第4号

平成31年2月27日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 議案第1号 専決処分について（平成30年度八女市一般会計補正予算（第7号））
- 議案第2号 八女市星野地域交流施設条例及び八女市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八女市男女共同参画のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八女市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八女市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第8号 財産の無償貸付けについて
- 議案第9号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第10号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第11号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 平成30年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第13号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第14号 平成30年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成30年度八女市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成30年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 平成31年度八女市一般会計予算
- 議案第19号 平成31年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第20号 平成31年度八女市簡易水道事業費特別会計予算

- 議案第21号 平成31年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
議案第22号 平成31年度八女市下水道事業特別会計予算
議案第23号 平成31年度八女市介護保険事業費特別会計予算
議案第24号 平成31年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 平成31年度八女市農業集落排水事業特別会計予算
議案第26号 平成31年度八女市矢部診療所特別会計予算
議案第27号 平成31年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算
議案第28号 平成31年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算
議案第29号 平成31年度八女市水道事業会計予算
-

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。議案質疑表、委員会・分科会日程表、松崎辰義議員請求の資料をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいま出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第9条ただし書きの規定により、タブレットに配信をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第1. 議案審議を行います。

議案第1号 専決処分について（平成30年度八女市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

この件については、笠原小学校についてもアスベストが出たということになっておりました。そのときに白木小学校についても調査をするとなっておりましたが、どの時点でこのアスベストが発見できたのか、まずその説明からお願いいたします。

○立花支所長（中島 強君）

お答えいたします。

笠原小学校は前回の議会のときに議論になったのは存じておりますし、その時点で私達も調査に入りました。

調査の期間が、一番最初、業者と話をし始めまして、最終的に12月13日にアスベストが

入っていて、処理をしなければいけない、約2カ月の調査をもって、その時点でアスベストの処理をしなければいけないということで判明したところです。

○9番（牛島孝之君）

笠原小学校の場合は外壁から出たということですがけれども、白木小学校においては、調査の結果、どの部分からアスベストが出たのでしょうか、説明をお願いします。

○立花支所長（中島 強君）

数カ所から出ておりますけれども、11カ所から出ております。

大まかに、本校舎煙突、そのほかに屋上の床や廊下の床等から検出されたところです。

○9番（牛島孝之君）

このアスベストが出てきたということに対して、地域住民に対する周知徹底はなされたのでしょうか、お聞きします。

○立花支所長（中島 強君）

行政区長を通して行政区長会から各地域の住民の方には周知をして、工期も延びるということで周知をしたところです。

以上です。

○21番（森 茂生君）

正直言って、私もこのアスベストにちょっと今ビル解体で苦勞しているところですがけれども、サンプルをとって、アスベストが入っているかという検査ですか、それにも相当なお金がかかるかと思います。それは、除去が必要かという検査が当然行われた上で、そういう結論に達して、除去しなければならぬということになったんだろうと思います。その検査はどのようなサンプルをとってどうされたのか、お尋ねします。

○立花支所長（中島 強君）

説明しますと、私どもも調査ということで、まず、アスベストの調査をするというのは、調査して出たら処理をする、出なかったら処理をしないという単純な調査だと思っておりましたけれども、一番最初の調査ということで、建物全体を調査されて、どこを検体として調べるのかという調査がまずありました。

次に、その検体が、白木小学校の場合には31カ所からサンプルをとったという形になります。その次に調査があるのが、その中にアスベストが含まれているのかどうかということで31体の検査をされまして、11カ所からアスベストが出てきました。

その次にまた調査があるのが、11カ所の出たところから、法律上アスベストとして処理をしなければいけない濃度なのか何なのかということで、3段階の調査がありまして、業者と打ち合わせとかして期間的にも2カ月ぐらいかかったということです。

以上です。

○21番（森 茂生君）

そしたら、その調査の費用は、恐らく何万円か何十万円か知りませんが、かかるかと思
います。その費用は業者が持たれるんでしょうか、それともこの中に込みで入っているん
でしょうか。

○立花支所長（中島 強君）

調査費については市のほうから負担をします。そして、この中に入っているものではなく
て、新たに調査費ということで財政と調整をして捻出したところです。

○21番（森 茂生君）

そしたら、その調査費用はどこに出てきますか。私たちは全くわかりませんので、どこに
その調査費用というのが出てきたのか。

○立花支所長（中島 強君）

流用という形で処理をさせていただきました。

○21番（森 茂生君）

どこから流用されたんですか。何から流用されたんですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

予備費のほうから充用させていただいています。

○21番（森 茂生君）

幾らかかったのか、お尋ねします。

○財政課長（田中和己君）

調査にかかる費用としまして、516,780円を支出しております。

○21番（森 茂生君）

少ない金額じゃありませんので、やっぱりそれも含めたところで何らかの格好で表示して
いただかないと私たちにはわからないわけです。今後はきちっとそういう説明をお願いした
いんですけれども、恐らく今後もこういう事態は出てくるかと思えます。

ですから、後でいろいろ補正なんかしないでいいように、最初の段階できちっと調査をし
て、予算を組んでやらなければならないと私は思うわけですけれども、今後どのような対策
をとって、このようなことがないようにされるのか、お尋ねします。

○財政課長（田中和己君）

財政課としましては、今回、改めて白木小学校とか笠原小学校の解体工事に伴ってアスベ
スト除去の費用も要するようことが判明しましたので、今後は、事前に解体するようなこ
とになれば、アスベストの調査をまず行った上で適正に管理を行っていきたいと思えます。

○議長（川口誠二君）

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号 八女市星野地域交流施設条例及び八女市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

第2条に八女市体育施設条例の一部を次のように改正するとなっておりますけれども、この体育館、恐らく地域の方がいろいろなレクリエーション等々に使ってあったのかとも思いますけれども、当然廃止ということは、また次に別の施設が来るとなっておりますが、そういう地域の了解は得てあると思いますけれども、御説明をお願いいたします。

○星野支所長（江頭弘之君）

このけやき体育館なり、旧小野小学校の校舎移転につきましては、地元説明会を平成29年12月から行いまして、その後、行政区の評議員会の説明を行いまして、昨年、平成30年12月10日です承を得ているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それこそ八女市が健康寿命ということで、なるべく運動をしてくださいとなっておりますけれども、もしこの体育館が廃止になったときに地域の方はどのような施設を利用されるの

か、そういう話は地元説明会の中で出たでしょうか、出なかったでしょうか、お願いします。

○星野支所長（江頭弘之君）

お答えします。

このけやき体育館につきましては、今現在の利用者数が年間約600名程度でございます。

このけやき体育館を廃止した場合、星野中学校あたりに総合体育館があります。そちらのほうを利用していただくように説明会のときに説明をして、了承を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 八女市男女共同参画のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

男女共同参画推進支援委員を廃止するということですがけれども、月1回で、余り活動は活発ではなかったと私は思っていますけれども、実績のほどはどうだったのか、お尋ねします。

○男女共同参画推進課長（山口昭弘君）

お答え申し上げます。

実績といたしましては、支援委員は平成28年度に1件、平成29年度に3件、平成30年度は今のところ相談があっていないという状況でございます。

○21番（森 茂生君）

ほとんど利用がなかったと言っていいのかなと思いますけれども、私も男女共同参画の審議委員になってはいますが、全く支援委員さんの活動が見えてこなかったわけです。

この条例の第23条に、活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するということになってはいますが、私は審議委員だったんですけれども、どのような公表をされていたのか、お尋ねします。

○男女共同参画推進課長（山口昭弘君）

年に2回ほど審議会を行っておりますので、その折、公表は報告をしております。

○21番（森 茂生君）

報告と公表はどうかなという気もします。

そしたら、今度5日間相談日を設けるということですかね。週5日の相談日に対応するということですが、女性の相談員というのは、消費生活センターの委員さんみたいに何か特別資格を持ったような人なのか、どのような人が相談員になれるのか、お尋ねします。

○男女共同参画推進課長（山口昭弘君）

相談員の資格といたしましては、基本的には必要な研修を受けるということになっております。基本的に事務局といたしましては、できれば社会福祉士とか、そういう福祉関連の資格を持った方がいいんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

支援委員さんは日当みたいなもので対応されておりましたけれども、今回の場合、嘱託職員として採用されるということですかね。

○男女共同参画推進課長（山口昭弘君）

そのとおりでございます。嘱託職員として採用したいということで考えております。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 八女市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

この理由の中に森林法等の一部を改正する法律となっております。この必要な改正の内容を教えてください。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

森林法等の一部を改正する法律の改正ということで、これにつきましては平成29年4月1日から施行されます林地台帳制度というものが森林法の中で位置づけをされております。

それにつきまして、林地台帳を今後、森林所有者、それから林業事業体に対しまして閲覧、公表と写しの交付をする改正事項が盛り込まれておるものでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それでは、一部を改正する条例（案）の中の閲覧はいいですけども、次の森林法施行規則に基づく林地台帳及び森林の土地に関する地図の写しの交付となっております。この手数料が日本工業規格A3以下1枚につき300円と、地図については国土調査があつている——八女市はほとんどあつております。法務局では450円とれますけれども、この違いですね、縮尺はどのようなものか。これをとる場合には林業振興課に行けばとれるのか、そこら辺の説明をお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

まず、縮尺の違いでございますが、この規格につきましては市町村の中で取り決めをしてよいということで、基本、地図に関しましてA3以下で交付するというところで市のほうでは取り決めをしておるところでございます。

それと、縮尺につきましては、5,000分の1から、そのほか1万分の1、それは相手の希望で自由にできますので、縮尺は変更ができるという形で取り扱いをしていく考えでございます。（「どこで交付する」と呼ぶ者あり）済みません。

交付につきましては、林業振興課及び各支所の担当課において閲覧並びに公表等もできるようにしておる次第でございます。

○9番（牛島孝之君）

法務局の場合は閲覧は何もしませんけれども、地図の写しについてはちゃんと証明が出ます。この場合は単なる発行だけではなくて、要するに八女市の林地台帳に登載されているとか、そういう証明文まではつきますか、つきませんか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

林地台帳につきましては、例えば、売買に係る証明とか、相続並びにその他登記事項に関する証明ということで出すわけではございません。あくまでも今後森林について維持管理をしていく上で、森林所有者、それから林業事業者が取り組みやすいような形での情報となっておりますので、そこらあたりの証明というものはつきません。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

次に、その他の諸証明というのはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

これにつきましては、八女市手数料条例の中にもともとその他の諸証明というものがございまして、その他の諸証明の上に今言います林地台帳とか地図の手数料を盛り込んだものでございますので、これはもともとから八女市の手数料条例にあったものということで御理解をいただければと思います。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 八女市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

てを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 八女市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

全てについてお聞きします。

ほとんどの事業費が増額になっております。どういう理由で増額になったのか、要するに距離が長くなったのか、資材が高騰したのか、そこら辺の説明をお願いします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

延長が伸びた分もございませぬけれども、基本的には工事費の増ということで、当初予定しておりました内容よりも若干構造物が必要になったとか、そういう形でございます。

以上です。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（田中栄一君）

この議案は無償貸し付けを10年間やっていたと。それで、さらに2年間延長するというものなんですけれども、実際、成果としてどのようなものが上がっているのか、また、2年間という期間を決められたその根拠というか、そこら辺についてお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

まず、これまでの研究成果等につきましてでございます。

これまで竹材の消費につながる利活用にバンブーテクノのほうで取り組んでおられます。これまで竹を粉末にする特殊な技術として加熱水蒸気処理を開発されまして、その後、この竹粉末とプラスチックを複合した建築資材、それから側溝ぶた、デッキ材等の製品化を実現している現状でございます。

この側溝ぶた、デッキ材等につきましては、現在、主に市の施設、やめっこ未来館とか、グリーンピア八女等々に設置をしているところでございます。

あわせて、竹を粉末にするときに発生する蒸気を冷却回収することで竹酢液を製造しておりまして、この竹酢液というのはタール類やにおいが少ないため、今後、化粧品等の開発、それから農作物への抗菌効果、薬剤として応用研究ということで現在取り組んでおるところでございます。

あわせて、2年間の延長の関連でございますが、旧辺春中学校の利用につきましては、産学官連携によります竹資源を生かした竹製品の研究開発、製造を行うということで、八女市バンブーバレー実証研究センターとして、平成23年度から平成32年度までの10年間の旧辺春中学校跡地の利活用に関する基本協定を締結しているところでございます。

これに伴いまして、本年から平成32年度までの10年間の協定ということで、その分を含めまして、あと2年、平成32年度までいっぱいということで無償貸し付けをお願いするものでございます。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長を除く25人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

それでは、先例に従い、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第10号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第11号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成30年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成30年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
議案第15号 平成30年度八女市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
議案第16号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成30年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成31年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、3名の議案質疑通告がっておりますので、通告順に質疑を許します。

5番高橋信広議員の質疑を許します。

○5番（高橋信広君）

それでは、通告に従いまして3点お聞きいたします。

まず、市税についてですが、市税につきましては昨年もちよっとお聞きしたんですが、市税の予算については、昨年の質問においては、景況——景気ですね、人口動態、あるいは税制改正等の外的要因を加味した上で、低目の絞った数値で計上されているという回答がございました。また、歳入割れ等を招かないように、当初予算については比較的抑えた数値になっているということをお聞きしましたが、この考え方というのは、課長がかわられましたので、同じような考えなのかどうか、まずそこからお聞きします。

○税務課長（丸山 隆君）

それでは、お答えをいたします。

議員御質問の予算の組み方ということでございますが、基本的に変わりはございません。

まず、市民税につきましては、先ほど言われましたように、景気の状態、それから人口増減、税制改正等の部分を勘案しつつ、前年度の調定額をベースに収納見込み等の加味をして算出させていただいておるという状況です。

固定資産税におきましても、同じように前年度の調定額をベースに収納率等を加味しまして算出すると。

ただ、その中で固定資産につきましては、家屋の新增築分であったり、滅失等、それから宅地の造成であったり、下落率、こういったものを十分予測しながら、予算については計上をお願いするという形でございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

そこで、この市民税と固定資産税に絞って結構なんですけど、計上されるのはここだということ設定されるんでしょうけど、今の見通しで幅があると思うんですよね。いわゆる下限から上限、下限のところまでひょっとして見いただいているかもしれませんが、上限幅というところではどのぐらいのところを平成30年については見ておられますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

予算については、およそ11月ぐらいに予算の策定をするわけでございますが、調定額で申し上げますと、ぎりぎりまで見ていきます。したがって、10月ぐらいをめどに調定額を

固めまして、それをもとに予算を組み立てていくという流れになります。

それから、市民税については、1月1日時点の人口等の状況もしっかり把握をした上で組んでいくということ、それから、固定資産税については、前年中の新築の状況であったり、そういったもの見込み等をしっかりと立てて、ぎりぎりまで待った上で予算を組み立てていくという流れでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

少し聞き方が悪かったかもしれませんが、今、予算計上されている金額が、本来だったら決算ベースでは大体このぐらいまでいくだろうというその上限幅のことを聞いているんです。金額の幅、それがどの程度見られているのかなということをお聞きしているんです。

○税務課長（丸山 隆君）

それでは、お答えをいたします。

前年度の決算額、これを基本にですけれども、その中で、例えば固定資産税であれば、今度の平成31年度につきましては評価がえの基準年度ではございませんので、特に増減幅はございませんけれども、その中で新築の分、それから宅地の下落分、こういったものを勘案して予算を組みますけれども、あとは収納率等で調整をさせていただきますので、確かに若干抑え目の部分はあるかと思えますけれども、0.5から1%ぐらいの間で抑えぎみの予算をお願いするという形になろうかと思っております。

以上です。

○5番（高橋信広君）

余りしっかりした答えにはなっておりませんが、諸事情があるようですから、これについては終わります。

今、外的要因の部分で、景気動向、あるいは人口動態というところを見て計上されるということでしたけど、担当部署として、今の景況、あるいはこれからの予測というところ、これは個人的な意見でも結構ですけど、我々は我々で予測はしますが、税務課としてどのように見ておられるか、現状とこれから数年というところをおわかりでしたら教えてください。

○税務課長（丸山 隆君）

それでは、お答えをいたします。

今後、景気の動向による市民税の推移ということでお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、昨年、県が発表しております景気動向調べ等によりますと、県内の経済の先行きについては、緩やかな景気拡大というのが期待されるということを示されております。

ただ、一昨年の豪雨災害、朝倉のほうでございましたけれども、そういった影響はしっか

りと留意する必要があるということです。

それからあと、給与所得者においては、所定内給与の定期昇給というのは一定見込めるんですけれども、働き方改革であるとか、こういった影響もあって、時間外手当の減少によって月例給与としてはほぼ横ばい傾向にあるのではないかと認識をしております。

八女市におきましても、過去3年の収入状況等を見ても、営業収入であったり、農業収入、これにつきましては年によって若干増減というのはございますけれども、給与収入者に至っては微増している状況でございます。

したがいまして、景気の面から申し上げますと、市民税につきましては当分の間は現状で推移をしていくのではないかと見ておるところでございます、今後も景気の動向については注視をしていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

もう一点お尋ねします。

今、人口減少の一方では、世帯数というのがこの数年、100世帯から150世帯ふえていると思うんですね。この影響というのは固定資産税にプラスに影響していると認識しておりますが、この局面が減少に入る時期がいずれ来ると思うんですね。この局面になったときには税収面でどういうことが考えられるか、これからどういうことを考えておくべきかというところについてお聞きします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

世帯数が増加したことによって、固定資産税も増加しているのではないかとということだろうと思いますけれども、1つは新築住宅ですね、この棟数については実は見込みよりも約20%から25%ほど伸びておるといった状況でございます。

これは、1つは消費税の増税の影響もあるかと思っておりますけれども、あともう一つは、八女市で行っております定住対策の一つで新築マイホーム取得支援事業、この影響も大きくあるのではないかなと考えておるところでございます。

将来的には下がっていく状況も考えられるのではないかとということでございますけれども、税務課としては、基本的に課税において適正かつ公平に行わなければならないということをお大前提に考えているわけでございます。

市民税につきましては、申告内容の精査であったり資料の調査を十分に行って賦課作業を行っていくと。それからあと、特別徴収事業所の拡大に力を入れていくということ、固定資産においても、新築家屋等の調査漏れ防止、それから償却資産の実地調査による申告漏れ防止、こういったものを徹底して賦課につなげていくと、それからもう一つ、やはり滞納、こ

の分を減らして徴収率を上げていくと。これによって財源の確保については努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

ありがとうございました。

次の地域活性化推進プラットフォーム事業についてお聞きします。

この論点云々のことを、新事業として説明書をじっくり読ませていただきましたけれども、わかるようでわからないようなところが結構ありまして、お聞きしたいのは、まず、趣旨、目的というところは一致しているかどうかも含めて、もう少し詳しく。

それから、実際の事業内容、少しフロー的なのとか、時系列で、どういうやり方でこの事業は成り立つのか、この辺を少し詳しく教えていただけませんか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

この事業は、最新の情報通信技術を活用いたしまして、市内に限って流通するスマートフォンを使ってやりとりする電子通貨を新しい八女市の地域通貨としてつくります。

この地域通貨をやりとりすることで、人と人、市民間でもあるし、市民と市外の方でも成立すると思うんですけども、やりとりを通じて人と人とのつながり、そして、一定レベルの地域通貨が蓄えられるとそこに特典を与えるなど、そういった流通を促進する工夫を加えながら、地域内の人のつながり、いわゆるコミュニティの活性化を地域振興につなげていきたいということで御提案させていただいているものでございます。

実際の特徴というか、どういった形で地域通貨が流通するかということでございます。これも基本的には今後の検討課題ではございますけれども、いま一つ考えておりますのは、せっかく人と人とのつながりということで生まれましたら、それはやっぱりよい方向、すなわち地域貢献につながるような活動につなげたらどうかということでございます。

ただ、地域貢献といっても大げさなものではございませんで、例えば、買い物をする、飲食をするお店を選ぶのであれば、市外のお店であるよりも市内の業者を選んでいただくとか、買い物をするときもなるべく地場産品を選んでいただいたりということ、それとか、例えば、八女市に遊びに来ていただく観光客にスポットをめぐっていただきましたら、そのスポットに応じて地域通貨を与えるとか、こういった形で地域貢献につながる行動を積み上げることで、結果的に八女市にとって地域振興につながるような結果を残したいという趣旨で始めるものでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

もう一つは、地域通貨を研究されるには調査研究をしっかりとされたと思うんですね。この解説の中にあります千葉県の木更津アクアコイン、それから日田市のさるぼぼコイン、このあたりは実際行かれて調査されたかどうか。もしされているのであれば、活用率とか、このあたりがどういう状況なのか、お聞かせいただければと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

こちらで事例として2つ御紹介させていただいておりますのは、最終的には換金されるコインということになります。例えば、コインを商品の買い物の値引きに使ったり、お得感を刺激して、そのコインというのは最終的に円に、お金にかわるということで、金融機関も一緒になって実施されている事例でございます。

電子地域通貨ということで、その切り口で御紹介させていただいたものでございまして、直接こちらのほうに現地視察したという実績はございませんが、もう一つ、地域通貨のタイプとして、先ほど御説明申し上げましたように、最終的には円にかわらない、いわゆる人と人との間を流通していくというタイプの地域通貨もございまして、我々はどちらかというと後者のタイプを選んでおりますので、現地調査としては、このようなタイプで今構想が進められている神奈川県鎌倉市を訪れて勉強させていただいたところでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

これは、まずは試験的なところからスタートされると理解しておりますけど、これから自治体ポイント、あるいは今、八女市がやっている健康ポイントですね、こういうところも絡ませながら当然入っていくということだと思っているんですが、この活用法とか、このあたりのことはどうお考えですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

さきの答弁でも少し触れさせていただきましたが、現在、市内で行われている健康ポイント並びに構想されている自治体ポイントというのは、最終的に円に換算される、いわゆる商品をお得に割引してもらって使うタイプのコインでございますので、基本的に今回御提案しております新しい地域通貨とはタイプが異なるものでございます。

しかし、例えば、今回の地域通貨に一つの仕組みとして健康ポイントのポイントと地域通貨を交換できるといった機能を持たせるとすれば、健康ポイントでためていただいた、自治体ポイントでためていただいたポイントが八女市の地域通貨とかわることがあれば、これはこれで我々の地域通貨の流通促進にはありがたいことでございますので、ぜひそういう相談もさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

最後は確認ですけど、先ほど趣旨、目的というのはコメントがなかったような気がするんですが、八女市の中での流通、八女市内でお金を動かしていこうという地域循環経済というところが大きな目的と捉えてよろしいんですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

基本的には、この事業の目的はコミュニティの強化、人と人とのつながりの強化ということでございますが、この事業が順調に伸びていきますと、御指摘のようになりかなり高い地域内循環効果というか、いわゆる円に負けない通貨が八女市内で流通することになりますので、高い経済効果も期待できる、そういう成果も残せると考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

済みません、もう一つ。

これは1円と同等だと思うんですよね。ビットコインとは全く違うと思いますので、例えば、ここの限度額であるとか、限度額の保証であったり、それから期限であったり、このあたりはこれからなんですか、それともある程度のことは想定されているのか、お聞きします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えします。

細部についてはこれからの検討課題でございますけれども、基本的に円との交換は想定しておりませんので、レートとして1地域通貨イコール1円という想定ではございません。

ただ、御指摘のように、流通して物と物との交換に使われる通貨でありますので、その価値の裏づけというのは何らか必要だと思いますので、そこはちょっと難しいんですけれども、それを円とするものか、それとも、例えば地場産のお米でもおもしろいと思いますし、そういったアイデアを集めながら、通貨の裏づけについてしっかり考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

本当に新しい方法というか、地域通貨という考え方、これは全国的にはこれから広がるという気はしています。そういう意味では先取りということになりますので、ぜひ成功するように頑張ってくださいと思います。

最後に、老朽危険家屋等除却推進事業についてお聞きいたします。

この老朽危険家屋の解体促進は大きな効果が見込める事業と賛同するんですが、1件当た

りの補助金が私は少し低いのかなと。近隣自治体のほうを少し調べてみましたが、実際、既に近隣自治体が6自治体ぐらいやっていると思うんですが、そういうところを含めて最終的な結論だと思いますが、近隣自治体の状況がわかれば教えてください。

○防災安全課長（石川幸一君）

それでは、御説明させていただきます。

近隣の状況ということでございますが、現在、福岡県内の60市町村のうち、こうした補助金を創設しております市町村は22団体ございます。

金額別に申しますと、300千円の団体が3、450千円が3、500千円が15、750千円が1ということでございます。

以上です。

○5番（高橋信広君）

近隣自治体だけに絞って結構ですけど、もう既にやっておられますから、執行率というか、予算に対してどの程度実際使われているかというところは、何か実績は調べられていますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

近隣ということでございますので、県南の筑後地区を中心に御説明させていただきたいと思っております。

予算額は承知しておりませんが、実績としまして、久留米市が平成29年度22,477千円、本年度見込みとしまして29,825千円。大牟田市さんが昨年24件の10,200千円、本年度の見込みとしまして31件の12,870千円。柳川市さんでございます。平成29年度が15,430千円、36件、今年度が33件の見込みで14,000千円。大川市さんが、こちらは八女市が今想定しています300千円の金額でございますけれども、平成29年度が41件の11,339千円、本年度の見込みが40件の11,034千円でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

一番注目したのは、実は大川市が八女市と同じように一番低い300千円ということで設定されておりますので、それでも41件、11,000千円以上というところから、かなりの効果があるなと思っています。

ただ、一般的に解体費と、それから規模、この辺はどの程度を想定されて今回組まれているのか。

つまり、どういうことかといったら、延べ床面積が20坪なのか、30坪なのか、40坪、どのあたりを平均値として、そして、2分の1ということで考えられているのか、3分の1と考えているのか、このあたりはどういうところで設定されているのでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

現在、私どもが考えております補助金の算定と申しますか、そうしたものにつきましては、事業費の3分の1で、上限が300千円という形で考えております。

実際、事業費が1,000千円以上になるケースが多いと思いますけれども、しよせん私どもの考えとしましては、やはり空き家といっても個人の財産でございます。この財産に関してどれだけ公費を使うかということを考えますと、余り高額な補助金を設定するというのは慎重になりたいという観点で、こうした金額を設定しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○5番（高橋信広君）

大川市の実績と、それから今の考え方はよくわかりましたので、当初はもう少し上げて、件数を減らしてでもやったほうがいいのかなと実はちょっと思ったんですけど、考え方としては、あくまでも自己の自分たちでやるべきところに補助金を出すという観点からいけば、それで十分広がるんでしたらいいと思いますので、了解いたしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質疑を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

24番松崎辰義議員の質疑を許します。

○24番（松崎辰義君）

それでは、通告に基づいて質問を行います。

通告しているのは、2款1項、8目高齢者運転免許証自主返納支援事業、それから2款1項、8目老朽危険家屋等除却推進事業、2款1項、15目予約型乗合タクシー運行事業ですけれども、まずは危険家屋の事業から質問をさせていただきます。

この事業について、まず、この対象となる空き家の基準というのはどのようになっているのか、お願いします。

○防災安全課長（石川幸一君）

それでは、御説明させていただきます。

まず、対象というところでございますが、市内の老朽、なおかつ危険な状態にある空き家を含めました家屋を考えております。今後、要綱で正式に定めまされども、その中で老朽

判定基準というものを設けまして、点数化をして、その点数に該当するものを対象としていきたいと。

ただ、申請者に関して、例えば、市税の滞納の問題だったり、暴力団員だったり、そうした補助金に該当しないような方については該当しないということになりますけれども、建物といたしましては、先ほど申しましたような基準を設けまして、その基準に該当した家屋等ということで考えております。

○24番（松崎辰義君）

ということは、基準は今からつくって、点数化もやって、それに基づいて市のほうで調査を行って、対象となるかは申請をされてからそういう点検があるということだろうと思います。

もう一つ、これは2015年5月26日に制定をされております空家等対策特別措置法の関連はどうなるのか、そして、八女市はこれに該当する空き家というのがあるのかどうか、このことのかかわり合いというのはどう考えられているのか、お願いします。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

松崎議員が今申されたのは、空家等特措法の特定空き家の関係かなと思っておりますけれども、今現在、八女市内には特定空き家に認定した家屋はございませんけれども、当然、要件としてはよく似たところになってくると思います。やはり危険な状態、そういうことが条件になりますので、そうしたことで同じような考え方になってくると思います。

○24番（松崎辰義君）

これを見ておりますと、実際、さっき言われましたように空き家が1,529件、そのうち利用が困難・不可能であるという家屋が882件あるんだということで調査をされておりますが、この中にも特別措置法に係るような空き家というものがあるのではないかなと私は思うわけですね。こういうものに関しては、きちんとそういった督促もやりながら——やはりいろんなところで聞くわけですよ、本当に危険家屋だと、何とかしてくれないかと市のほうに言うけれども、全然進まない。これができて、ああ、これで大分進むのかなと思ったんですけども、いろいろ調べていきますと、一番思うのは更地にした場合ですね。これを使って更地にした場合、固定資産税はどうなりますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

1つは、住宅用地の特例ということで固定資産税にはございまして、これは宅地の上に住宅の用に供する建物が建っている場合、こういった場合については、その土地について特例が受けられるということでございまして、具体的には、宅地の200平方メートルまでを価格

の6分の1に、それ以外の面積については価格の3分1とするという特例がございます。今回、先ほど申された更地にされた場合については住宅用地の特例が受けられませんので、その分、税金は上がるということでございます。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

よく言われます危険家屋だと、危ないと。ただ、崩したら税金が上がるということで解体をされないところもある。そういう部分の対応というのも考えなければならぬんじゃないかと。せっかくこういうものをつくるなら、私はそういう部分で、先ほど言いました空家等対策特別措置法、こういうものも活用しながら——6分の1ですから6倍、いろいろ聞きますと実際には6倍にはならないということは聞いておりますが、一遍にはね上がると。じゃ、やめておこうかと。例えば、これを使って壊した。税金がこげん上がるとは知らんやったという話も後から出てくる。

こういうもろもろのことをきちんと対策としてやっていかないと、後でいろんな物議を醸し出すことになりはしないかという懸念があるわけですよ。その部分はどのようにお考えですか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明いたします。

今のお話の中で一番の問題につきましては、やはり所有者がそうした制度をよく知らないということだと思います。そういうことにつきまして、補助金等を設けますので、当然、相談から申請、そして手続上、所有者の方と接する機会があると思います。そうした折に、固定資産税の関係などもちゃんと周知をして、納得した上でこの補助金を申請いただいて作業していただくということを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○24番（松崎辰義君）

そこはちゃんとされるということですが、一番心配するのは、だったらやらないということなんですね。壊れそうで、本当に危ないところで、壊すと固定資産税が上がることを知って壊されない方も随分おられるわけです。そういう部分の対策というのは考えませんか。

○防災安全課長（石川幸一君）

とにかくですね、そうした危険な——特に道路に面しました家屋等が空き家の状態になっておりまして、大変老朽化が激しいという状況で、私どもも、そうした物件がございましたら地元から声がかかりますので、現地調査を行いまして、そして写真などを撮って、所有者を調査いたしまして、所有者が確定すればお手紙や写真等をお送りしまして、解体なり何らかの対応をしていただくようにずっと交渉しております。

平成24年から、そうした交渉と申しますか、折衝していつている物件が今市内で71件ございまして、理解いただきまして、そのうち32件、半分近くが解体等をしていただいております。また、交渉中のものもそれぞれございます。

一番問題意識が大きいのは、どうしても所有権の問題、いわゆる相続の問題で、相続者がなかなか確定しない、所有者が確定しない物件が数件ございまして、そうした物件が一番やはり問題だと思いますが、今言われました固定資産税が上がるから崩さないということに関しては、やはり周りの方に御迷惑をかけるということなどを説明させていただきながら、交渉を重ねるしか方法はないかと思っております。

○24番（松崎辰義君）

所有者がこちらにおられる場合は、近所の人たちとの関係とかいろいろあって、割とそういう部分はやりやすいのかなと思うんですが、空き家の中には所有者が、例えば外国とか東京とか、こちらにおられない、こちらの方たちと一切かかわり合いがない人にとっては、どうでもいいことみたいなことになりつつあるんですね。

私もある方から、非常に危険なので何とかしてほしいということで、ついこの間でしたので、見に行くだけで精いっぱいでしたけれども、あんまり詳しく言うと所有者がわかるのかもしれませんが、立花町に見に行きました。本当に道のそばで、いつ壊れてもおかしくないなど。行政のほうもちゃんと、危険というのも建設課のほうで立ててありますから、当然御存じのはずなんです。そういうものが、何年も言っているけど一向に進まない。やっぱりそういうものも含めて、この際、考えていくべきではないかなと思うわけです。

ですから、先ほど言いました空家等対策特別措置法、こういうものもやっぱり活用していく。急に上がりますけれども、勧告して早急に取り崩しをしてもらう、そういうことも考えていかなければいけないんじゃないかなと。そして、そういうものとあわせて活用していくということが非常に大事なかなと思います。

それとあわせて、さっき言いました固定資産税の問題ですけれども、除却後の固定資産税の減免、こういうものも今行われております。これは、空家等対策特別措置法を適用された部分ですけれども、新潟県見附市、富山県立山町、福岡県では豊前市、鳥取県日南町というところでやっておられます。内容はいろいろですけれども、こういうものもあわせると、撤去というか、除却というのがさらに進むのではないかなと。

ただ、今度の場合は、八女市の場合はまだそれに該当するというか、勧告をしたところがございますので、それ以外のところ。それ以外のところというと、減免というのはなかなか厳しいんですね、なかなか見つかりません。1件だけありました。岡垣町で今現在行われております。これは平成30年1月2日からやっているということで、これは空家等対策特別措置法に指定されたもの、いわゆる住宅用地に係る課税標準の特例解除になった土地だけで

すかと、けさ電話をして聞きました。いや、それだけではありませんと。ただし、当然のことですけれども、幾つかの項目はクリアしてもらわなくちゃなりませんし、実際に伺って、役場のほうでちゃんと検査をして通るかどうかがやりますと。ですから、今すぐこれをやれと言っても、それはできないと思いますが、どうせするならですね、そういうこともすることによって、さらにこの除却というのが進むんじゃないかと。

ですから、ぜひ私は岡垣町のそういうものも研究しながら、そういうことを含めてこの課題というのを解決していただきたいなど。そのことでさらに進むし、本当に危険家屋が、そして、持ち主がわからないというのは、本当にこれはちょっとどうしようもないんですけれども、交渉はさらに進むであろうと思いますが、市長この件に関して何かお考えをお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

八女市で具体的な老朽家屋の対処については、周辺に住んである方々、また行政区長さんからいろんなお話をお伺いしますけれども、現在の制度の中では、なかなかこれを支援していく、老朽化住宅を解除していくというのは難しい問題がございます。

それと、今、税の控除の問題もお話が出ましたけれども、私どもが一番考えるのは、議員の皆さんもそうだと思いますが、やはり市民の皆さん方がその制度、規約についてどう評価するかということをも十分に配慮していかないと、ただ、その該当者だけがよくなって、そのやり方について市民の皆さんが、何であんなことを市はするのかと、何で特別扱いをしてやるのかとか、住宅の状況でもっと支援してほしいところはたくさんあるじゃないかという意見が出る可能性が非常に高いわけですね。

だから、これは非常に時間がかかると思うんですけど、国の考え方もあるんですけども、私どもで早急に対応策を講じるというのはなかなか難しいんですが、今、課長から他の都市の例も挙がりましたので、調査しながら、できるだけ周辺のお困りになってある、被害をこうむってある皆さん方の解消に努力するようにしていきたいということは考えなきやいかんと思っております。

○24番（松崎辰義君）

こういう危険家屋については、周りの住民の方も本当に困っておられる状況がありますので、私は意外とすんなり受け入れてもらえるのではないかなんと思っているんですけども、そういうことで、その後の対策を含めて今後の検討課題として、ぜひそういうところも検討していただきますようお願いをしておきたいと思えます。

それから、自主返納ですけれども、資料もいただきました。現在までで389名の方が返納されたと。男性209名、女性180名ということですけども、300円の共通回数券を200枚——60円分ですね、これを配って、タクシーを利用したり、予約型タクシーを利用していただきました

いと。

ところが、これは先月、1月までということですが、利用が1万2,549枚、金額で3,764,700円。60千円の389人ですと23,340千円ですから、今残っている金額が19,575,300円、まだ使われていないということになります。利用率からいえば16%、意外だったですね、この数字は。本当にこれは喜ばれておりますし、利用がかなりふえているのではないかと。後でまた乗合タクシーの話もしますけれども、これで乗合タクシーとか、そういうものの利用率もちょっと上がってくるのではないかなと私は実は思っていたものですから意外だったんですが、この利用率の16%をどう評価してありますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

当初、私どもも、この利用率については1年間で30%ぐらいではないかという見込みを考えておりました。大体3年間ぐらいで、ほぼ使い切れるかなと。これはまだ、ことし始まったばかりですので、昨年5月から始めておりますので、ようやく12月とかになりまして大分利用者がふえてきまして、2,000枚以上の券が使われるようになりましてけれども、当初は100枚とか、1,000枚台とかいうことをございますので、順調に今の推移を保つと大体30%、当初の見込みどおりのですね、大体3年間で使えるぐらいの頻度かなということで、大体想定範囲といえますか、想定内の数字と考えております。

○24番（松崎辰義君）

私はもう少し利用があつていいだろうと思いますけれども、そこは見解の相違だろうと思いますから、それ以上は言いませんけれども、これで利用率をどう上げていくのか、活用してもらわないと、せつかく60千円分、出した意味がありませんので、そこをぜひ今後活用の部分で、今の答弁を聞きますと、まだそれに対応できていないのかなという感じがするんですが、やっぱりもらうときに、そういう利用券ですから、大体普通だったら、もらって割と早目に使われるのかなと私は思っていたものですから、それがずっと今になって利用率が上がってきているという、そこら辺の動きがよくわからないんですけれども、そういうことで、利用率をどのように上げていくかも一つの課題だろうと思いますので、そこもぜひ今後考えていってほしいと思います。

それから、小郡の共産党議員、久留米の共産党議員がおりまして、聞いたら、平成31年度やめるそうですね。見てみますと、始まったところ、やめるところ、いろいろあるようです。ですから、今後の方向ですね、課題として、じゃ、これをいつまで続けようとか、今後それを新しい取り組みとしてこうしようというのが、今現在、何か思案中とかですね、新年度からやりますということじゃないですよ、今後の課題として何かお考えがあるのかどうか、お願いします。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

久留米市とか、今年度いっぱい小郡市がやめるという話をしておりますけど、ああいうところは公共交通機関、バスとか電車などが充実しておりますので、会社のほうがそういう制度、いわゆる65歳以上フリーパス券とか、そういういろいろな制度を持っているからいいと思いますけど、八女市の場合は、どうしてもそうした機関が少ないですので、乗合タクシー、普通の一般タクシーに頼らなくてはいけないということなので、当面はこれをやっていきたいと思っておりますけれども、これもやはり補助金と同じようにですね、大体補助金とかは3年に1度見直す、検証する期間を設けておりますので、そうしたタイミングで検証して今後の事業につなげていきたいと思っております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

乗合タクシーですが、去年も3月に同じことを聞きました。そして、自主返納と絡めたら利用が上がるんじゃないかということも言いましたし、そのためには住民の要望をいかに受け入れながら改革をしていくかということも言ったと思っておりますけれども、平成25年度から平成29年度までの5年間、平成25年度からすると9,357人、約1万人減っています。これはやっぱり大きな課題だろうと思っておりますが、現在どのようにお考えなのか、お願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、事務的な分析でございますが、利用者の減少の一つに、このふるさとタクシーの利用者ゾーンは70歳以上の女性で、病院とかお買い物ですね、ちょっとしたお出かけにお使いいただいておりますけれども、70歳前半の女性の免許保有率がかなり上がっておりますので、やはり御自分で運転されて移動されていると思います。

ただ、これには負の側面もございまして、やっぱりそういったケースで高齢者による交通事故等の発生のニュースもございまして、そういったところも含めて、ふるさとタクシー、安全なタクシーでの移動手段ということで、啓発のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

それで、改革をどうするか、改善要望が出ておりますが、土日祝日にも運行できるようにしてほしいという要望が一番出ております。費用の面、いろんところで人的問題とかあって、なかなかできていないのが現状だろうと思っておりますが、やっぱりそこは考えていかなければならない課題だろうと思っております。

そして、さっき自主返納のところでも申されましたように、小郡市、久留米市は公共交通の

発達と申しますか、八女市に比べたら発達しているし、そういうところの企業の無料とか、いろんなものがあるということでは、やはりこの予約型タクシー、乗合タクシーをするに当たって、今後どれぐらいがいいかというのは私もちょっと今のところわかりませんが、例えば、70歳以上、75歳以上の方に対しては、10回分、15回分の無料回数券を配布する。もちろん免許証を持っている人は要りませんので、そういう方たちが本当に活用しやすいような乗合タクシーにしていくということも考える必要があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今後そういう無料回数券、そういったことも検討課題に入れながら、この利用の増進を図っていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質疑を終わります。

21番森茂生議員の質疑を許します。

○21番（森 茂生君）

2点、発言通告をしています。

まず最初に、児童給付費についてお尋ねをします。

きのうも言いましたけれども、10月より幼保無償化が始まりますので、一体どうなるのか、非常にわかりづらい面もありますし、不確定要素もあるかと思っておりますけれども、ここに1,998,000千円ほど計上されておりますけれども、内容なり概要をまずお尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

昨日の一般質問の折にも、対象者及び対象範囲というのは市長のほうから答弁させていただいたとおり、大きく4点あるということでお話をさせていただいております。

まず1点目、幼稚園、保育所、認定子ども園と3歳から5歳までの全員と未満児さんは非課税世帯なんですと。2点目、幼稚園の預かり保育についても、保育の必要性がある場合については無償化が一部認められますと。それと3点目、認可外保育所についても、3歳から5歳までは37千円、未満児さんは42千円の範囲内です。4点目につきましては、就学前のしょうがい児の発達支援についても無償化ということで個別の案件を申し上げましたけど、なかなか予算上見えないというところがあるかと思っておりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、扶助費、予算書74ページの3款2項、4目児童給付費でございます。20節で扶助費として、議員が申し上げられましたとおり、昨年度は1,930,000千円ほどでしたけれども、今回1,998,000千円ということで、約67,000千円の増額となっておりますのでございます。

この給付費につきましては、市から保育所等にお支払いをするものでございます。じゃ、どこに支払いするのかと申しますと、公立を除く私立保育所、幼稚園、認定子ども園さん、

小規模さんということで、23施設に通年お支払いをしている給付費の金額でございます。それが、単年度、平成30年度から平成31年度を比較して約67,000千円ほど増額になりましたけれども、1,998,000千円ほどの予算計上をお願いしているところでございます。

じゃ、この分の給付費の中に幼児教育の無償化の分が入っておるのかと申し上げますと、その他の施設、いわば届け出保育所とか、市外のまだ新制度に移行していない幼稚園とかにも通っていらっしゃる場所があるんですけども、その分の予算につきましては利用状況をまだ把握しておりません。今後把握をさせていただいて、その後に予算の計上をお願いする予定としております。まだ2点目、3点目、4点目の必要な給付費、もしくは、施設に払うのか、個人的に補助金として払うのかというところの金額ベースについては、まだ積算しておりませんので、今後、積算し次第、計上をお願いしたいということで考えております。

次に、予算書ではちょっと見えませんが、じゃ、幼児教育の無償化の金額というのは全体的に幾らぐらいあるのかと申し上げますと、実際、徴収をしております保育料ベースと、基準が決まっております国の徴収基準ベースと2点で話をさせていただきますと、平成31年度10月1日から無償化が実施されるということが確定いたしますと、それでもって、国の徴収基準ベースで、公立保育所は除きますけれども、約150,000千円程度の減額になるということで試算をさせていただいております。この金額につきましては、基本的に負担割合ということでは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。ただ、平成31年度の県と市の負担分につきましては、国が負担をしていただくということで、歳入のほうで、10款2項でございますけれども、子ども・子育て支援臨時交付金ということで約150,000千円の2分の1程度、若干金額を精査しますと、74,402千円を臨時交付金として現在計上をさせていただいております。ただ、公立保育所の分についても、通常、公立保育所については市町村が全額、10分の10負担をするんですけども、今回の減額についても国が面倒を見ていただくということで、実質20,000千円ほどございますけれども、この分についてはまだ計上ができておりませんでしたので、今後計上させていただきたいということで考えております。

じゃ、10月1日からの半年分の実施なので、通年に直しますとどれぐらいになるのかと申し上げますと、単純に2倍をしていただければ、平成30年度に比較して平成32年度以降は3億円ほどの徴収基準額ベースでは減額をしていくということで、それぞれ国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1義務負担を負っていくということで、市が75,000千円程度の義務負担を負っていくということになってまいります。

じゃ、基準額ベースではわかったけれども、保育料ベースではいかがなのかと。八女市では保育料軽減をさせていただいておりますので、実際、保護者のほうが負担していただく保育料につきましては、19ページの13款2項1目のほうで保育施設の利用料の負担計上をさせて

いただいております。149,454千円でございます。前年と比較いたしまして、91,626千円の減額となっております。これにつきましては、公立も含めた18保育所の保育料でございます。幼稚園、認定子ども園、小規模さんについては、別に園のほうで徴収をしていただいておりますので、実際その分の減額を加えますと約112,000千円ほどが減額となります。平成31年度は、保護者から利用料として保育料を徴収しない金額が112,000千円ほどになると。通年ベースに直しますと、この2倍ということになりますので、保育料の無償化に伴って225,000千円程度の保育料の軽減が実施されるということで、予算書ベースではよく見えませんが、簡単に申し上げますと、そのようなことで全体的な状況になっております。

申しわけございません。金額ばかり申し上げて、わかりづらいところなんですけれども、そのような形の金額になっているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

丁寧に説明をしていただきましたので、1点だけお伺いしますけれども、3歳児から5歳児、あるいはゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯ということですが、そこに限っては、幼保無償化ですので、全く保護者負担はないのか。あるとするなら何か負担が出てくるのか、今わかっている時点で結構ですけれども、お願いします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

基本、保育料につきましては無償化ということですが、議員も御承知かと思えますけれども、幼児教育の無償化に伴いまして食材費の見直しがなされました。その分については基本的には見直しをするということで、保育料から実費徴収に変えていくということで、軽減措置も含めて考えられておるんですけれども、3,600千円以下の低所得の方についてはゼロ円でございますけれども、それ以上の方につきましては、1子、2子につきましては、保育料の徴収が実費徴収のほうに移行してされるということで伺っております。まだ確定ではございませんけれども、予定として食材費は実費徴収のほうに移行するというところで話が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

午後1時まで休憩します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○21番（森 茂生君）

保育所に関しては、最後のお尋ねです。

2004年に公立保育園の運営に対する国庫負担金が廃止されております。いわゆる一般財源化。そして、2006年には施設整備補助金を公立の施設には適用しなくなっております。今回、幼保無償化につれて負担割合が出ていますけれども、私立、あるいは認可外保育施設は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっておりますけれども、公立の保育所に限っては市町村が100%、10割となっております。

新聞報道によりますと、これは公立保育園潰しだ、あるいは公立保育園を民間委託せると、口では言わないけれども、いかにも財政的にそのように誘導していると言われております。八女市には3つの公立保育所がありますけれども、今後は恐らく国からの負担金がなくなり、10割、公立保育園は負担しなければならなくなってくると、私はこれを見て理解しているんですけれども、これについて市長の考えを一言お願いします。

○市長（三田村統之君）

今の御質問に対して状況把握が十分にできていませんので、担当課から答弁させてよろしいですか。（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、平成16年度から三位一体改革ということで、公立保育所の運営に関しましては交付税措置という形になっております。建設につきましても100%市町村負担ということで、来年、平成31年度、北山保育所の建設を計画しておりますけれども、その分の財源内訳につきましては市の負担ということで、その財源内訳もろもろにつきましては、過疎債、もしくは今まで公立保育所としてあった負担を、そのまま別の交付金がございますので、そのようなやつを活用して財源の補充に充てていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

幼保無料化で非常にいいようですけれども、中身を見てみると、あんまり芳しくない部分が相当含まれていると思っております。

次に移りますけれども、林業振興費に嘱託賃金ということで3,250千円計上されておりますけれども、事前に聞きましたところ、地域林政アドバイザーということですが、これは全額、地域林政アドバイザーの嘱託賃金なのか、お伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

この予算に関しまして、3,250千円につきましては地域林政アドバイザーの嘱託賃金とい

うことで、全額、賃金を計上しているものでございます。

○21番（森 茂生君）

資料を見ますと、嘱託賃金として雇用する場合と業務の委託もいいようになっているようですけれども、検討された結果、嘱託職員ということになったんだろうと思いますけれども、都道府県からいろいろ候補者が見つかった場合、県から市町村に推薦するとか、いろいろここに書いてありますけれども、そうなったいきさつをお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

平成31年度から森林経営管理法が施行されるようになりまして、それに伴います部分として、県のほうからの支援措置ということで、実際、賃金自体は全部市町村持ちということになりますけれども、国のほうでは特別交付税で7割を補助するようになっております。上限額は3,500千円ということでございますので、そういったことも踏まえまして、現在の職員体制では、これを進めていく、また、そのほか林政業務を進めていく中で、技術とか知識を持った方を従事させないとかなり厳しいという現状がございます。

そういったことも踏まえまして、もちろん委託という考え方、委託になりますと、例えば森林組合とか、そういった部分になるかと思っておりますが、今回、県のほうから紹介をいただいて嘱託として雇って、そういった業務のフォローをしていただきたいという考えのもと、ここに予算を計上させていただいております。

現在は、県のほうで探してもらっておりますけれども、まだ現状としてはちょっと見つかっていない状態で、県のOBとか、そういった技術を持った方がいらっしゃいますので、そういった部分での御紹介をいただくという形では考えておるところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

具体的にその人が見つかっていないということで、当然人選は終わっているものと思って考えておったわけですが、その人は具体的にどういう仕事をされるのか、お伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

仕事の内容としましては、先ほどから申しておりますように、4月から始まります森林経営管理法に基づく経営管理権の部分とか、経営管理実施権等々の調査、計画、そういったものの指導をいただくという形でございます。

そのほかの業務としては、森林経営管理法に基づく、今後、市がいろいろ林地を管理していく場合に、伐採とか造林等の指導助言とか、それと、今、実際にやっております森林経営計画等の作成、それから認定等の支援をさせていただくという形で考えているところでございます。

○21番（森 茂生君）

資料によりますと、単に体を使って仕事してもらおうというよりも、指導的な仕事をしていただくんだという位置づけのようですけれども、結局、1年なのか、1年では当然できないわけですが、何年ぐらいを予定されているのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

森林経営管理法を進めていく中で、まず、所有者への調査業務等々が発生してきます。その前に、調査を行う上での区域設定といいますか、八女市内の森林の集約化に向けての区域設定から、所有者に向けての調査業務等々、そういうのがございますので、林業振興課の考え方としては、おおむね八女市全体が回っていくのに、全体を調査していく上では5年ぐらいいかろうというところを考えているところがございます。そういったことを踏まえまして、めどがつけば、そういった部分での嘱託職員として、おおむね5年というところでは考えているところがございます。

○21番（森 茂生君）

国のほうが嘱託職員ということで規定をしているようですので、何とも言えませんが、林業は息の長い計画が必要ですし、1年、2年ではとても、普通の野菜づくりとか、そういったものと基本的に考え方が違って、何十年、あるいは何百年単位でしなければならない作業だろうと思います。今、専門家が不足しておると言われていますけれども、八女市は県下の林業地帯ですので、本当の意味の専門家を育成し、今後育てていくという視点も必要かなと思っております。

今回たまたま国の特別交付税でできるようになったからではなく、本当に長期的に八女市の森林を考えていくには、きちっとした林業の専門家を育成しておかないと、その人が、例えば5年で、あるいは嘱託なら退職上がりの方ではそう長くは年齢的にだめかなという部分もありますので、そういうきちっとした後継者を育てるという視点はどう思われているのか、お尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今、議員おっしゃられるとおり、市の職員というものは、専門的な部分、特に林政業務に関しては、土木的な技術職というのはもちろんありますが、これまでもそういった経緯の中で専門職としての採用はなされてきていないのが実情でございます。

そういったことを踏まえまして、今後やはり考えていく部分ではございますけれども、4月から森林経営管理法施行が始まりますので、当面はそういった地域林政アドバイザー制度を活用した対応、今後については、例えば職員がそういった研修に行ける機会があれば、そういった部分での研修活動もやっていくべきなのかなということは考えておるところでございます。

○21番（森 茂生君）

研修は受けても、結局また職員の異動があったり、その場合しのごいで、ちょっと研修を受けたぐらいではなかなか、やっぱり本腰を入れたところでやらないと、林業振興課という課まであるわけですので、そこら辺のところはもう少しちゃんとやっていただきたいというのが私の希望です。

この人の仕事の中に、測量やら林地あたりの不明な点、境界、そういう測量なり図面づくり、そういったものは既に予算にありました台帳で整備されているのか、それとも、それ以上にきちっとも必要なのか、アドバイザーの仕事でそれをもう少し煮詰めていかれるのか、そこら辺のところをちょっとお尋ねしておきます。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

境界につきましては、図面上では国土調査が終わっている関係で、そういった部分、それから、先ほど手数料条例の一部改正でありました林地台帳ですね、その関係で図面上の境界は明確化されております。

そういった中で、ただ、林地に関しまして、実際に現場に入りますと、もちろん境界ぐいが打たれているところ、境界ぐいがいないところ、それぞれございますので、そういった部分で森林経営管理法を進める中で、森林所有者から市に経営の委託を委ねられた場合は、そういった現地確認もして今後の森林施業を行っていくということになります。ただ、全部が全部をこの地域林政アドバイザーの方が受け持つということではなくて、あとは支所職員、それから林業振興課の職員で手分けして、そういった境界確認等、また、所有者を含めまして境界確認等はしていくべきだろうというところで考えているところでございます。

○21番（森 茂生君）

林野庁の資料を見てみますと、森林を手放したい意向の所有者は市町村に寄附や売却を申し出るケースが顕著化していると書いてありますけれども、八女市ではそういうことが実際あっているのか。あるいは、登記簿上、所有者不明の土地の割合ということで、宅地が17.4%、農地が16.9%、林地が25.6%あると載っていますけれども、実際、例えば八女市に寄附をする、あるいは売っていいですよというのがこの林野庁の資料のようにあるのか、そして、その不明の土地が25.6%も八女市の場合も実際そうになっているのか、お伺いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現在までに、確かに寄附をしたいと、市で受け取ってほしいという希望の方は数名、林業振興課の窓口のほうに来られて、実際にありました。これまではなかなか市もですね、もちろん寄附ですから売買代金とかは要りませんが、その後の管理等々が伴ってきますので、寄附や買い取りに関してもそうなんですけれども、それは一切お断りをしていた現状がでございます。

そういった中で、今回は森林経営管理法の中では、これについても、寄附とか買い取り、売買等の申し出があっても経営管理権の対象とならないということなので、あくまでも経営権だけの設定をしていくという形で考えているところでございます。

それから、所有者不明については、非常に申しわけございませんが、これは相続でまだ未相続土地とかもかなりございまして、ちょっとパーセンテージ的に実際に数字がどれだけあるかというのは——所有者不明ですね、相続分も含めて、現在は数字的にはつかめていない現状でございます。

○21番（森 茂生君）

最後の1点ですけれども、例えば、経営権を八女市が取得するという事は、本人は経営権をなくしてしまうと。それはそれでいいんでしょうけれども、固定資産税はそのまま残るのか、誰が払うのか、これが非常に問題になってくるかなと思っていますけれども、現状はどうなっていますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

この法は、あくまでも立木等の管理を市とか林業事業者がやっていくということでございますので、土地そのものの権利というのは所有者様の分でございますので、固定資産税等につきましても所有者の方が払うという形になります。

○21番（森 茂生君）

この問題はかなり奥が深いですので、また期日を、改めて時間をとって質問したいと思います。

以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第19号 平成31年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第20号 平成31年度八女市簡易水道事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第21号 平成31年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第22号 平成31年度八女市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第23号 平成31年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第24号 平成31年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第25号 平成31年度八女市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第26号 平成31年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第27号 平成31年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成31年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成31年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で議案審議を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、3月4日から委員会分科会となっておりますので、審査のほどをよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時27分 散会